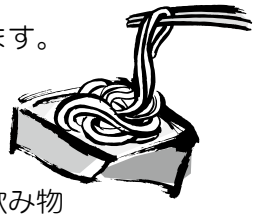
東館南集会所

問い合わせ先
生涯学習課　生涯学習係
☎０２８５（５６）９１５９
FAX０２８５（５６）６６９１

11月の集会所開放事業「そば打ち教室」



「手打ちそば」を味わってみませんか。打ち方を覚えれば、年越しそばも自分で打てます。毎年人気の教室です。初めての方もお気軽にご参加ください。

▶期日＝１１月２９日（日）　午前１０時～正午　　▶場所＝東館南集会所
▶講師＝小野崎（おのざき） 洋子（ようこ）さん　　▶材料費＝４００円
▶定員＝６人（応募者多数の場合抽選）　　▶持ち物＝エプロン、三角巾、タオル、飲み物
▶申込み期間＝１１月１６日（月）まで　お電話でお申し込みください。

偏見や差別に苦しんでいるハンセン病に関わる人たちの声に耳を傾けて

今年は「らい予防法」が廃止されてから30年を迎えます。

ハンセン病は感染症の一種で治癒（ちゆ）する病気です。「らい菌」は感染力が弱く、うつりにくい病気にもかかわらず、かつては顔面や手足の一部の変形、感染への恐怖から忌避する傾向があり、次第に患者とその家族への偏見や差別が助長されました。さらに国は法律をつくり、患者を強制的に収容する隔離政策を実行しました。

患者の隔離政策は、明治40（1907）年に制定された「癩（らい）予防ニ関スル件」に始まり、その後「らい予防法」が成立。ハンセン病患者の政策は進みました。患者を家族や故郷から引き離して全国各地の「療養所」に「隔離」する政策が戦前から戦後にかけて続きました。

原因は、ハンセン病に対する偏見と差別にありました。また長期にわたる隔離政策によって、この問題に目を向ける人が少なかったことも大きな要因です。

これまでの政策は誤ったものと国が認め、平成8（1996）年「らい予防法」がようやく廃止されました。しかし、元患者たちが宿泊を拒否されるなど、ハンセン病への誤った見方や理解が今なお根強く残っています。

療養所の入所者の多くは高齢になり、病（やまい）は治癒していますが、後遺症から重い身体障害があり、自活が困難な人もいます。また社会復帰しても、世間の目を恐れて病気を隠して家族にも話していない人もいます。

疾患だけを理解するのではなく、ハンセン病に関わる人たちの置かれている状況も理解し、自分たちに何ができるのかを考えていきましょう。

令和８年度「上三川町人権カレッジ」開催中／どの回からも参加できます

第1回「現代社会と子どもの困り感～増加の一途が止まらない～」　11/5（木）
こども家庭庁こども審議会児童福祉分科会映像・メディア委員長　柳澤（やなぎさわ） 邦夫（くにお） 氏

第2回「子どもたちの創造力と人間性を育むプロジェクト生命が宿る芸術実践～」　11/10（火）
陶芸家／文星芸術大学名誉教授／令和7年度栃木県文化功労賞受賞　林（はやし） 香君（かく） 氏

第3回「マイノリティが歴史の舞台に～循環型人権保障システムの構築～」　11/18（水）
NPO法人人権センターとちぎ理事長／部落解放同盟栃木県連合会執行委員長　和田（わだ） 献一（けんいち） 氏

第4回「なぜ人は難民になるのか～ロヒンギャの人々の歩みから考える」　11/21（土）
AARJapan 難民を助ける会　海外事業チームプログラム・マネージャー　林（はやし） 早苗（さなえ） 氏

第5回「女性の生きにくさの正体は何か？～地方議員24年の経験から見えたもの～」　11/27（金）
公益財団市川房枝記念会　女性と政治センター常務理事　大河（おおかわ） 巳渡子（みとこ） 氏

▶会場＝ORIGAMIプラザ内上三川日産ホール　　▶参加費＝無料
▶時間＝【第1回】午後6時～7時40分
【第3回】午後6時～7時30分
【第2・4・5回】＝午後2時～3時30分
▶申込み方法＝電話、FAX（参加希望の回、氏名、住所、連絡先を必ず明記）または、QRから